



島根県報

平成18年 3 月31日 (金)
号外第 57 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

訓 令		
島根県公印規程の一部改正	(総 務 課)	1
島根県公文書管理規程の一部改正	(")	6

訓 令

島根県訓令第19号

本 庁
地方機関

島根県公印規程（平成元年島根県訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

平成18年 3 月31日

島根県知事 澄 田 信 義

第 2 条第 1 号中「平成15年島根県規則第30号）第 3 条第 4 項」を「平成18年島根県規則第17号）第 3 条第 3 項」に改める。

第13条第 3 項中「地方機関」の次に「（本庁の内部組織で松江市以外に置かれるものを含む。）」を加える。

別表第 1 県印の項中

「
隠岐支庁総務局、各総務事務所、中山間地域研究センター、心と体の相談センター及び各土木事業所の長

「
隠岐支庁県民局、各県民センター、県民センター各事務所、中山間地域研究センター、心と体の相談センター及び県土整備事務所各事業所（大田事業所を除く。）の長並びに西部県民センター県央事務所川本駐在グループ課長

に改め、同

表知事印の項公印管守者の欄中「第17条第 2 項」を「第13条第 2 項」に改め、同項中

島 根 県 知 事 印	28ミリメートル 平方	隠岐支庁総務局、各総務事務所、各保健所、各農林振興センター、浜田農林振興センター家畜衛生部、中山間地域研究センター、各水産事務所、各土木建築事務所及び各土木事業所の長	を
総務、保健所、農林、水産、土木、又は（地名）			

<p>島 根 県 知 事 印</p> <p>県民、保健 所、 農林、 水産、 県土整 備、又は(地名)</p>	<p>28ミリメートル 平方</p>	<p>隠岐支庁県民局、各県民センター、 県民センター各事務所、各保健所、 各農林振興センター、西部農林振興 センター江津家畜衛生部、中山間地 域研究センター、各水産事務所、各 県土整備事務所及び県土整備事務所 各事業所(大田事業所を除く。)の 長並びに西部県民センター県央事務 所川本駐在グループ課長</p>	<p>に、</p>
---	------------------------	--	-----------

<p>隠岐支庁土木建築局長、益田土木建 築事務所長及び出雲空港管理事務所 長</p>	<p>を</p>	<p>隠岐支庁県土整備局長、益田県土整 備事務所長及び出雲空港管理事務所 長</p>	<p>に改め、同表部(局)長印の項中</p>
--	----------	--	------------------------

<p>島 根 県 部 (局) 長 印</p>	<p>20ミリメートル 平方</p>	<p>主管課の長(会計課長を除く。)</p>	<p>を</p>
----------------------------------	------------------------	------------------------	----------

<p>島 根 県 部 (局) 長 印</p>	<p>20ミリメートル 平方</p>	<p>主管課の長(会計課長を除く。)</p>	<p>に改め、同表本</p>
<p>島 根 県 健 康 福 祉 部 長 印</p> <p>地域福祉課石見</p>	<p>20ミリメートル 平方</p>	<p>地域福祉課石見スタッフの指導監査 監(指導監査監が複数配置されてい る場合は、そのうち年長である者)</p>	

庁監又は課長印の項中

<p>島 根 県 部 (局) 課 長 印</p>	<p>20ミリメートル 平方</p>	<p>各課長(審査課にあつては、会計課 長)</p>	<p>を</p>
------------------------------------	------------------------	--------------------------------	----------

島 根 県 部 (局) 課 長 印	20ミリメートル 平方	各課長 (審査課にあつては、会計課長)		に改め、同項公
島根県環境生活部人権同和対策課長印 西部人権啓発推進センター	20ミリメートル 平方	人権同和対策課西部人権啓発推進センター長		
島根県農林水産部農畜産振興課長印 家畜病性鑑定室	20ミリメートル 平方	農畜産振興課家畜病性鑑定室長		

印管守者の欄中「主査」を「調整監」に改め、同表地方機関の長印の項公印管守者の欄中「総務局長」を「県民局長」に改め、同項中

島 根 県 隠 岐 支 庁 長 印 土木建築局島前	20ミリメートル 平方	隠岐支庁土木建築局島前事業部長		を
------------------------------------	----------------	-----------------	--	---

島 根 県 隠 岐 支 庁 長 印 県土整備局島前	20ミリメートル 平方	隠岐支庁県土整備局島前事業部長		に改め、同項公
島根県 県民センター 所長印 (地名)	20ミリメートル 平方	隠岐支庁県民局及び県民センター各事務所の長並びに西部県民センター県央事務所川本駐在グループ課長		

印管守者の欄中「主査」を「調整監」に改め、同項中

<p>島 根 県 農 林 振 興 セ ン タ ー 所 長 印</p>	<p>20ミリメートル 平方</p>	<p>各農林振興センター農業普及部支 所、各農林振興センター家畜衛生部 及び川本農林振興センター大田耕地 事業所の長</p>	<p>を</p>
--	------------------------	--	----------

<p>島 根 県 女 性 相 談 セ ン タ ー 所 長 印</p> <p>西 部 分 室</p>	<p>20ミリメートル 平方</p>	<p>女性相談センター西部分室長</p>	
<p>島 根 県 農 林 振 興 セ ン タ ー 所 長 印</p>	<p>20ミリメートル 平方</p>	<p>農林振興センター農業普及部各支 所、各農林振興センター家畜衛生 部、農林振興センター各事務所及び 東部農林振興センター中海干拓営農 部の長</p>	
<p>島 根 県 農 業 技 術 セ ン タ ー 所 長 印</p> <p>加 工 研 究 部</p>	<p>20ミリメートル 平方</p>	<p>農業技術センター加工研究部長</p>	<p>に、</p>
<p>島 根 県 畜 産 技 術 セ ン タ ー 所 長 印</p> <p>育 種 改 良 部</p>	<p>20ミリメートル 平方</p>	<p>畜産技術センター育種改良部長</p>	
<p>島 根 県 水 産 技 術 セ ン タ ー 所 長 印</p> <p>部</p>	<p>20ミリメートル 平方</p>	<p>水産技術センター内水面浅海部長及 び栽培漁業部長</p>	

島 根 県 土 木 建 築 事 務 所 長 印 事 業 所	20ミリメートル 平方	各土木事業所長		を
島 根 県 事 務 所 長 印 県 税 専 用	15ミリメートル 平方	税務課長		

島 根 県 県 土 整 備 事 務 所 長 印 事 業 所	20ミリメートル 平方	県土整備事務所各事業所長		に改め、同表道
島 根 県 県 民 セ ン タ ー 所 長 印 県 税 専 用	15ミリメートル 平方	税務課長		

路監理員印の項中 「道路維持課長、隠岐支庁土木建築局長、各土木建築事務所長及び各土木事業所長」 を 「道路維持課長、隠岐支庁県土整備局長、各県土整備事務所長及び県土整備事務所各事業所長」 に改め、同表建

築主事印の項中 「隠岐支庁土木建築局長及び各土木建築事務所長」 を 「隠岐支庁県土整備局長及び各県土整備事務所長」 に改める。

別表第 2 中「松江総務事務所長」を「東部県民センター所長」に、「木次総務事務所長」を「東部県民センター雲南事務所長」に、「及び松江農林振興センター農業普及部安来支所」を「東部農林振興センター松江農業普及部安来支所及び東部農林振興センター中海干拓営農部」に、「出雲総務事務所長」を「東部県民センター出雲事務所長」に、「川本農林振興センター大田耕地事業所及び川本農林振興センター農業普及部大田支所」を「西部農林振興センター県央事務所農業普及部大田支所」に、「大田土木事業所長」を「西部県民センター県央事務所長」に、「川本総務事務所長」を「西部県民センター県央事務所川本駐在グループ課長」に、「浜田農林振興センター家畜衛生部長」を「西部農林振興センター江津家畜衛生部長」に、「浜田総務事務所長」を「西部県民センター所長」に、「益田総務事務所長」を「西部県民センター益田事務所長」に、「隠岐支庁総務局長」を「隠岐支庁県民局長」に改める。

別表第 3 第 9 号を次のように定める。

9 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく受診券

別表第 3 中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号から第20号までを 1 号ずつ繰り上げ、第21号を削り、第22号を第20号とし、第23号を第21号とし、第24号及び第25号を削り、第26号を第22号とし、第27号を第23号とし、第28号及び第29号を削り、第30号を第24号とし、第31号から第33号までを 6 号ずつ繰り上げ、第34号及び第35号を削り、第36号を第28号とし、第37号を第29号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

30 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく自立支援医療受給者証（障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第36条第 2 号に掲げる更生医療に係るものを除く。）

別表第 3 第38号を削る。

附 則

この訓令は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

島根県訓令第20号

本 庁
地方機関

島根県公文書管理規程（平成13年島根県訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

平成18年 3 月31日

島根県知事 澄 田 信 義

第 2 条第 1 号中「平成15年島根県規則第30号」を「平成18年島根県規則第17号」に、「第 3 条第 4 項」を「第 3 条第 3 項」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

人権同和対策課	西部人権啓発推進センター
農畜産振興課	家畜病性鑑定室
林業課	緑化センター管理スタッフ
隠岐支庁	隠岐保健所島前保健環境グループ及び県土整備局島前事業部
東部県民センター	雲南事務所及び出雲事務所
西部県民センター	県央事務所、県央事務所川本駐在グループ及び益田事務所
西部福祉事務所	邑智生活支援スタッフ及び鹿足生活支援スタッフ
女性相談センター	西部分室
東部農林振興センター	松江農業普及部安来支所、中海干拓営農部、松江家畜衛生部、出雲家畜衛生部、雲南事務所及び出雲事務所
西部農林振興センター	江津家畜衛生部、益田家畜衛生部、県央事務所、県央事務所農業普及部大田支所及び益田事務所
農業技術センター	加工研究部
畜産技術センター	育種改良部しまね和牛改良グループ
水産技術センター	内水面浅海部及び栽培漁業部
産業技術センター	浜田技術センター
松江県土整備事務所	広瀬土木事業所
雲南県土整備事務所	仁多土木事業所
県央県土整備事務所	大田事業所
益田県土整備事務所	津和野土木事業所

別表第 2 の 1 の表総務部の項中 「職員課」 「職員」 を削る。

別表第 2 の 2 の表総務部の項中 「東京事務所」 「東」 を

「	隠岐支庁県民局	隠支県	に改め、同表地域振興部の項中
	隠岐支庁隠岐福祉事務所	隠支福	
	隠岐支庁隠岐保健所	隠支保	
	隠岐支庁農林局	隠支農	
	隠岐支庁水産局	隠支水	
	隠岐支庁県土整備局	隠支整	
	隠岐支庁県土整備局島前事業部	隠支整前	
	東部県民センター	東県	
	西部県民センター	西県	
	東京事務所	東	

「	隠岐支庁総務局	隠支総	を削り、同表健康福祉部の項中
	隠岐支庁隠岐福祉事務所	隠支福	
	隠岐支庁隠岐保健所	隠支保	
	隠岐支庁農林局	隠支農	
	隠岐支庁水産局	隠支水	
	隠岐支庁土木建築局	隠支土	
	隠岐支庁空港建設局	隠支空	
	隠岐支庁土木建築局島前事業部	隠支土前	
	松江総務事務所	松総	
	木次総務事務所	木総	
	出雲総務事務所	出総	
	川本総務事務所	川総	
	浜田総務事務所	浜総	
	益田総務事務所	益総	

「	身体障害者授産センター	身授	を削り、同表農林水産部の項を次のように改める。
	さざなみ学園	さざなみ	
	こくぶ学園	こく学	

農林水産部	東部農林振興センター 松江農業普及部安来支所 中海干拓営農部 松江家畜衛生部 出雲家畜衛生部 雲南事務所 出雲事務所 西部農林振興センター	東農 東農松安 東農中干 東農松衛 東農出衛 東農雲 東農出 西農
-------	--	--

江津家畜衛生部	西農江衛
益田家畜衛生部	西農益衛
県央事務所	西農央
県央事務所農業普及部大田支所	西農央大
益田事務所	西農益
農業技術センター	農技
加工研究部	農技加
農業大学校	農大
病虫害防除所	病虫防
畜産技術センター	畜技
松江水産事務所	松水
浜田水産事務所	浜水
水産技術センター	水技
内水面浅海部	水技内
栽培漁業部	水技栽

別表第2の2の表商工労働部の項中「浜田商工労働政事務所」を削り、同表土木部の項中

松江土木建築事務所	松土	を	松江県土整備事務所	松整	に改める。
木次土木建築事務所	木土		雲南県土整備事務所	雲整	
出雲土木建築事務所	出土		出雲県土整備事務所	出整	
川本土木建築事務所	川土		県央県土整備事務所	央整	
浜田土木建築事務所	浜土		浜田県土整備事務所	浜整	
益田土木建築事務所	益土		益田県土整備事務所	益整	

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。